

京都市体育館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第153号

京都市体育館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市体育館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中

役員室	1室につき1日	2,500
浴室又は温水シャワー室		5,200

を

に、

役員室	1室につき1日	2,500
浴室		5,200
温水シャワー室	1室につき1日	5,400
	1室につき1時間	1,800

を

1箇所につき1時間	200
-----------	-----

に

1箇所につき4時間	100
-----------	-----

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)